

【資料紹介】

高野山大学図書館所蔵『神道遷宮次第^并支度』に見る御幣の役割について

吉田 唯

はじめに

高野山大学図書館には、金剛三昧院寄託の神道関係の聖教が多数保管されている。箱に入れて区分されているのは、御流神道関係（普九八金、以降御流箱）・吉田神道関係（普九九金、以降吉田箱）・印信関係（普一〇〇金、以降印信箱）、両部神道関係（番号不順、以降両部箱）の四箱である。

系統ごとに分けられてはいるが、例えば御流箱には、『御流神道聞書目録』『唯一神道聞書目録』『三輪流神道目録』（普九八金九）が合冊で残されていたり、同じ人物が複数の神道系統の本を書写し、それぞれの伝授を受けていたことが確認できる。このことにより、近世期の高野山における神道教学を明らかにするためには、一つの箱だけを調査するのはなく、四箱全てを調査しなければならないと考える。勿論、増福院や持明院の聖教のリストにも、四箱に見られる僧侶の名前が見えることから、これらの塔頭の神道書とも照らし合わせる必要があるだろう。近世期に、高野山で学んでいた僧侶達は、神道の秘説を伝授し、伝えていたのである。まずは、四箱に区分されている資料の一つ一つを丁寧に読み解き、明らかにしていくことが、高野山における神道教学の一端と近世期の神道史にとって重要と考える。

稿者は、その手がかりとして、今回「幣」に焦点を当てて考察を行う。それは、四箱（特に印信箱）には、様々な幣が残されていることから、幣の役割や機能を正確に捉えない限り、伝授される意味や、伝授形態等が解明出来ないと考えたためである。

まず、幣についての数少ない先行研究を確認しておく。元禄一三年（一六九九）の序を持つ、佐伯有義（一八六七～一九四五）の神道辞典である『神道名目類聚抄』は、次のように言及している¹。

幣^{ヘイ}（ミヅウラ）上古質素の代、神に献上物なり。纂疏^{サン}云、幣は則神に礼するの贄^{ヒメ}、云々。

佐伯有義は、幣を神への「献上物」であつたが、一条兼良（一四〇二〜一四八一）の『日本書紀纂疏』は、幣を神への「贄」と述べていることに触れている。折口信夫は幣について²⁾、

神招ぎ代の幣束なる幣が、神の依り現す場の標となり、次いでは、人或は神自身が、神占有の物と定めた標ともなり、又更に、神の象徴とさへ考へられる様になつたのである。
（傍線部・稿者以降同じ）

と、幣を「神の象徴」と捉えている。また、山本ひろ子氏は³⁾、

思い返せば、ミテグラとは、本来は「幣（ぬき）」の意味であり、かつては罪穢れを祓うために奉納されたりもした。ミテグラは、そうした幣のもつ古代的側面、すなわち祓うという宗教行為を継承し、より強力に打ち出した呪具とみなせそうである。

のように、「いざなぎ流」（高知県の民間信仰）に関する幣についてであるが、幣を「呪具とみなせ」ないかと述べている。「いざなぎ流」が使用している幣は多岐に渡っており、形状も特殊である。幣の研究の大半はこの「いざなぎ流」に集中しているのが現状である。「いざなぎ流」の幣が特殊であるといつても、幣の役割や機能といった問題は、一流派だけのものではないと考えるために、本稿でも参考としたい。

四箱の神道箱に残されている幣は、使用方法等が判然としないものが多い。その中で、比較的細かく幣の使用方法を記しているのは、遷宮作法関係の聖教である。遷宮作法において幣は、必要不可欠なものであつたのである。それは、折口信夫が述べるように「神の象徴」なので当然と言えば当然である。

今回、高野山大学図書館が所蔵するいくつかの遷宮作法書の中から、宥範の『神道遷宮次第支度』を中心に、幣の扱いについて考察を行う。『神道遷宮次第支度』を手引きとしたのは、本書に「最略之次第也。為^二初心之者^一記^レ之^了」

（一九丁才）とあるように、本書が初心者に向けて筆録された遷宮次第であることによる⁴。このことから、幣の扱いを探る入門書として本書が適切と思われる。

次に、本書の書誌について触れておく。本書は、高野山大学図書館所蔵金剛三昧院の寄託本である（請求番号普九八／金／一九）。仮綴一冊本、二四・四cm × 一七・三cm。本文の料紙は楮紙で、一面七行書。墨付二〇丁、本文は、漢字・片仮名・梵字の混交文である。内題は「神道遷宮次第^并支度」とあり、外題（表紙）には、「神道遷宮次第^{最略}」と記されている。

奥書はなく、表紙に「宥範」との名が見える。先程述べたように、本文中に「最略之次第也。為二初心之者一記レ之了」（一九丁才）とあることから、本書が初心者に向けて筆録された遷宮次第であることがわかる。また、本書は、仮殿から新殿に遷す際の次第である。

書写者の宥範については、三輪正胤氏の次の記事を確認しておきたい⁵。

栄秀はまた、明治三年五月に宥範に西院流元瑜方を授けている。『続真言宗全集』の「著者略」の宥範には、「遍照尊院栄秀に従つて事相を受け、野沢諸流に精通する」と記されている。宥範は古義真言宗聯合総裁高野派管長大僧正となった。

本書がこの人物の手によるものと確定は出来ないが、時代的にも内容的にも一番適した人物かと思われる。

一 遷宮について

遷宮作法書に記されている幣の役割を確認する前に、「遷宮」について触れておく。『神道辞典』は「鎮守明神等の社殿を創建改築などする時、神明を仮殿に遷し（下遷宮）、また本殿に遷し奉る（上遷宮）時の作法」と解説している。この遷宮の起源については、吉田神道の秘伝や口決を集めた『神祇提要』巻第一〇行事部「遷宮次第」には次のようにみられる⁶。

遷宮次第

謹惟遷宮之法、所_二由来_一者久、古昔地神第三、瓊瓊杵尊奉_二天照太神勅_一、立君_二天下_一、是木朝帝乃_二扱_一吉日良辰、自_二高天原_一下_二到日向国_一、諸神供_二奉_一之、天照照命大布織姫命天玉命安命玉原命類神宝随_レ之、三種神幣十種手類且_二神先驅_一、武甕槌命邪神逃_レ去、靈光先神類神田導_レ之行路易_シ矣、弓矢斯_レ張_リ、于戈威揚_{マテ}爰_レ方_レ啓_ク行、是乃遷宮之始也、自_レ是以来、天子遷殿之例、神社遷座之法、皆無_レ不_レ依_二是儀_一、凡_ソ遷宮_ニ有_レ二、大遷宮_一、俗上遷仮遷宮_一、遷宮日下所謂大遷宮_ト者、宮殿既_ニ成_一、而自_二仮殿_一奉_ル遷_二本殿_一之謂_ヒ也、是時用_二全式_一也、略式仮遷宮_ト者、或欲_三新作_二神殿_一、或欲_三改_二作神社_一、而先_二作_二仮殿_一、本殿造営之間、神輿姑_ク遷之謂_ヒ、是時用_ル略式_一、亦可也、

『日本書紀』卷第二「神代下」に記されている「天孫降臨」の話を書き、遷宮の初めとしている。以来、天子（天皇）の遷殿も神社の遷宮も、これに依るとしている。また、遷宮には、二種類あるとし、

大遷宮：上遷宮。新しい宮殿が出来上がり、仮殿より本殿（新殿）に遷すこと。

仮遷宮：下遷宮。本殿造営の際に、仮殿に神輿を遷すこと。

のように、それぞれについて説明している。

では、高野山大学図書館に所蔵される遷宮作法書は、一体どこの遷宮について記しているのかという疑問が出て来る。『神道遷宮次第_并支度』では次のように書かれている。

当社_某明神_ハト_テニ_二靈場_ヲ一_於ニ_一此_ニ施_シニ_二擁護_ヲ於_レ諸人_ニ給_フ。依_レ之_ニ敬_ニ社頭_ノ不朽_ノ之_ニ宮_ヲ一、ハクキヤス励_ニ威光_ノ倍僧_ノ法_ノ楽_ヲ一者也。仰_キ願_ハ当社_ノ明神_ノ鎮_ニ施_シニ_二庄園_ノ泰平_ノ化用_ヲ一専_ラ興_玉。 （以降省略・一二丁ウ〜一三丁ウ）

この記事では、「当社_某明神」とある。高野山において「当社_某明神」と呼ばれる箇所は、天野にある丹生都比売神社か御社と呼ばれる明神社と考えられる。

丹生都比売神社とは、和歌山県伊都郡かつらぎ町上天野に鎮座する、第一殿丹生明神・第二殿高野明神・第三殿氣比明神・第四殿厳島明神を祭る神社である。『金剛峯寺建立修行縁起』によると、「右ノ寺者弘法大師ノ御建立。紀伊ノ国伊都ノ郡ノ正南。丹生大明神ノ所領ノ山地。密教相応之処。修禪入定之砌也」と、丹生明神の土地を弘法大師空海が

賜り、そこに建立されたのが高野山であることが記されている。この説話は、『今昔物語集』などにも見られる有名な話である。御社については、『紀伊国名所図絵』三編卷之五に⁹、

丹生大明神 にうだいみょうじん 本地胎蔵界大 高野大明神 こうやだいみょうじん 本地金剛界大 総社 そうしや 同南あり十二王子 百二十番神を勧請す 拜殿 はいでん 山王院といふ年中社頭の行 事法会等この院にて行ふ
 大鳥居 おとりい 拜殿の前
 弘仁十年五月三日、大師はじめて本社総社を勧請して、闕山の鎮守とし給ふ委しくは大師敬白の御文に見えたり 此総社に摩利支天を加へ祭るといふ。

とある。これは、江戸時代の資料ではあるが、弘仁七年（八一六）丹生明神より所領を頂き、高野山に金剛峯寺を開山した弘法大師空海が、弘仁一〇年（八一九）に丹生明神と高野明神を高野山山内に勧請したと記している。これが現在、御社あるいは明神社として知られている神社である。『神道遷宮次第^并支度』は、「某」としているもので、特にどこの遷宮の内容であるかを指定はしていないが、『紀伊統風土記』「高野山之部学侶」の次の記事からモデルとする神社は特定出来る¹⁰と考える。『紀伊統風土記』は¹⁰、

四社遷宮造営

按^レ二造替日記及山史^一。嘉元三年乙巳冬十月十五日戊子。火幣宿為^レ三天野四社造替^一欲^レ立^二移各々社頭上山^一于別々仮殿當手斧始。是長者嚴寂及檢校頼成之發言也。執行大功德。聚院明象。二十一日迄二二十七日丑時一祈祷行法畢下遷宮。

今夜信日行法字輪観中感得和歌依神助也信日手遷宮ノ間は夢幻知年感得心留す人そなき委如信日手記。

と天野にある丹生都比売神社の遷宮に関して多くの記事を掲載している。この記事は一例に過ぎないが、『丹生都比売神社史』によると¹¹、永祿六年（一五六三）〜文久三年（一八六三）の間一六回、丹生都比売神社の遷宮が行われてい

ることから、「当社^某明神」のモデルになっているのは、山内の御社ではなく、丹生都比売神社であろうと推測出来るが、これについては、今後の課題としたい。

二 幣の作成方法について

高野山大学図書館の四箱の聖教を見ると、幣は次のような場面でも登場している。

① 『神祇灌頂三輪流二十四通目録』（吉田箱・普九九金一一）

鳥居 社参 宮遠 鰐口 獅子 駒犬／御戸 神楽 祈願 諸神本地 徐垢穢／手内祓 拂切 御幣 垢離 注連
／注連曳 進酒 伊勢灌頂 初二三 光明灌頂／神祇灌頂 伊勢二宗（字）灌頂 伊勢行者一体印信

② 『唯一神道伝授記』（吉田箱・普九九金五二）

一 神道口伝次第 吉田流 一帖一包

○社頭参詣次第

△送神印外縛^{シテ}二大並重^ヌ。但^シ左上右／下或本^{ニハ}右上左下^{ト云}。后哲可尋。

○御戸開之大事

○遷宮次第

○奉幣次第

○鎮火祭次第

両書の記述により、「幣」は伝授されるものであったことが確認できる。『唯一神道伝授記』（吉田箱・普九九金五二）に至っては、「遷宮次第」と別に「奉幣次第」の項目が設けられている。つまり、高野山大学図書館の四つの神道箱に納められている幣は、神道書や次第による幣の作り方や用い方を伝授するだけでなく、幣そのものを伝授していた可能性が高いのである。しかし、「はじめに」でも言及した通り、何という名前の幣であるのか、どのように使用されたのかについての記載は少ないのが現状である。そこで、本稿では、宥範の『神道遷宮次第^并支度』を手掛かりとしたので

ある。『神道遷宮次第^并支度』（新殿）によると、

- 一可^ニ用意ス^一道具ノ事
- 一新桶^{ニツ}各板有一桶^{ニハ}浄水ヲ入^テ神殿ノ内ヲ洗也一ノ桶^{ニハ}行者手水行水用^{ナリ}。
- 一新布二端一端ハノツタウノ時ヒザノ下^ニ敷ク用意
- 一端ハ^ニ五尺ニ切^テ神殿ノ内^ヲノコフ用意残^テ二尺ノ手
- 中ニツ行者ノ用意上下^ニ用^ユ新^キ身^ノ投^{コイ}投用意^{スル}也
- 一樽ニツ木デウシ御酒水ノ用意
- 一木ノ弊串二本長^サ二尺五寸^{ヨル内ニ納ル故}
- 一竹ノ弊串二本長^サ二尺五寸
- 一厚紙一帖中折一帖

（二丁オ〜二丁オ）

のように、準備する道具の一つとして登場している。本書は、仮殿から新殿に遷す際の次第であり、右記の記述は、新殿にて用意すべき道具である。これによると、二尺五寸（約七六cm）の木と竹を各二本用意することとしている。ただし、宮の中に納めるために、宮の大きさによつては長さが変更されたようである。この用意した幣以外の幣も『神道遷宮次第^并支度』（新殿）には登場する。

一其後八葉ノ花形ヲ四寸八分ニ切^テ其中ニ三身ノ真言ヲ書ク也。

- 【ケン】【カン】【ラン】【カン】【ラン】【バン】【ア】
 - 【ケン】【ウン】【ラ】【ビ】【ア】
 - 【ノウ】【シャ】【ハ】【ラ】【ア】
- 「八葉蓮花図」

如是二枚書テ一枚ハ天井ニ押ス字頭ヲ入口ヘシテ押ス。／一枚ハ内陣ノ板敷真中ノ奥ノ端ニ字頭ヲ奥ヘ成シテ／押ス也。其ノ上新キ畳若ハウワシキヲ切合可レ敷／其後御弊ヲ用意ス。

一御弊ヲ切事、A先厚紙ヲ六枚取テ二ツニ押折テ／其折目ヲ切放シテB又二ツニ押折テ中ノ折目ヨリ一寸／八分計リ置テ上ヨリ立ニワル下ヲ一寸二分ノコス。C其ノ一寸八分ノ方ノ頭ヲ釵形ニシテ串ニハサム也。D又二番目ハ一寸残シテ下ハ背ヲタチ放ツ。如是四筋立チ放セハ／四タレ弊ト云物ニ成ル也。E足ノ広ハ九分ナルヘシ。其外ニ紙広ク／アマラハ立チ切テ可レ取也。四タレ弊ノ足ノ長ハ幣串ノ長サニ／ヨルヘシ。二尺五寸ノ弊串ナラハ木竹共ニ弊ニ切ル紙ノ長ケヲ／七寸ニツ、ニシテ置テ可レ切也。弊串ヨリ足ノ長キハ悪キ也。／F然ラ後中ノ広キ処上ニ釵形ニシテ木串ノ上ミヲ方ヲ平ヲ／サマニワリ、十二枚ヲ一本ニハサム也。G如是木ノ串ノ弊ニ本竹串ノ弊ニ本結構ニコシラエテ置之／其後又一本ノ申弊アリ。A是ハ竹串一尺八寸ナリ。／此ノ弊ニ神勸請弊ト云也。B此ノ弊ノ紙ノ長ハ四寸／五分ニツ、メテ置テ紙ヲハ八枚重テ切ル。C四枚ノ取テ中折目ヲ切レハ八枚ニ成ル也。D中ノ折目ヨリ一寸二分ノ分置テ上ニ切放ツ事以上大弊ノコトシ。E足ノ広ハ五分ナルヘシ。此ハ上ヨリ七五三トチミミヲヨセタ、ムナリ。／下ノ一ツハマキチミミナリ。(中略)一御社ノキサハシノ左右ニ榊一本ツ、立テ、其レハ四手ヲカクル紙ヲ四枚重テ其紙ヲ端ヨリ五六分計リ次第ニ切カケ、八筋切カケテ八筋目ノ切り／放ツ八筋ノ真中ヲ取テヒト子ヂテ榊ノ上ノ枝ニカクル也。／又小宮木有ラハ、如是榊ノシテ一木ツ、／コシラエテ可レ立也。

一七五三ナワヲ社且ノ三方ヘ引廻スワラミコノカ／ケヨウ七五三也。四手ニ切リカケテ一ツハ竹也。然ラハ／サガリハ二ツ也。其ノ切りカケヲナワニ折カケテナワノ／キワニテ一ト子チシテ七五三末ヘマキチ、ミ也。ワラノミコ紙四手花ノ間ク八寸計リ也。以上二ツヲ七五三々々々ト繩有リ次第カケテ行ク也。御弊ノ大事アリ。何モ口伝也。(三丁オ〜六丁オ)

ここで登場しているのは、①「四垂幣」と②申幣(神勸請幣)の二種である。『神道遷宮次第并支度』(新殿)が記す、それぞれの幣の作成方法と注意点をまとめておく。

①四垂幣は、

A厚紙を六枚とつて二つに折り、折目を切る。↓Bまた、二つに折つて、真ん中の折り目より一寸八分(約六cm)

計置いて、上から縦に割る。下は一寸二分(約4cm)残す。↓C一寸八分の方の頭を剣形にして串に挟む。↓Dまた、二番目は一寸(約3cm)残して下は皆切る。このように四筋したら「四垂幣」になる。↓E足の広さは九分(約2.8cm)。その他に紙がひろく余れば、断ち切って取っておく。↓F中の広いところの上を剣形にして木串の上の方を平らに割り、一二枚を一本に挟む。↓Gこのようにして、最初に準備した木・竹串各二本を同時に用意する。

〈注意点〉

○四垂幣の足の長さは、幣串の長さによる。二尺五寸の幣串なら木・竹共に幣に切る紙の長さは七寸(約21cm)にして切る。

○幣串より、幣の足が長いのはよくない。

この「四垂幣」は、初めに準備した「木串幣」と「竹串幣」のことである。

②申幣(神勸請幣)については、

A申幣は、竹串で作る。串の長さは一尺八寸(約55cm)。↓B幣の長さを、四寸五分(約14cm)にして、その紙を八枚重ねて切る。↓C四枚とつて中折目を切ったら八枚になる。↓D中の折目より一寸二分(約4cm)置いて上より切る。ここまでは大幣に似ている。↓E足の広さは五分(約1.5cm)。上より、七五三と縮たたむ。下の一つは巻き縮たむ。

のように作成する。申幣については、高野山大学図書館所蔵『御幣切大事付神道』(吉田箱・普九九金五〇)にも記述が見られる。

一弊串ノ長ハ不同

先申^シ幣^ハ一尺八寸也。是^レノ祝言^{ツクワ}ノ観請^ニ用^ル。納幣^ハ二尺八寸三寸二分ノ五尺二寸宮堂広交^ニヨル也。納幣^ニハノ嚴^リ紙アリ。申^シ幣^ニハ無^レ之。(中略)申幣^ニハ七五三ノチミミアリ。(※観請ママ)

『神道遷宮次第^并支度』と同じく申幣が、一尺八寸であることと、勸請に使われる幣であったことが確認出来る。また、両書において申幣に七五三の「チミミ」があったとも記されている。

この七五三と「チミミ」については、片山公壽氏の論を参考とした¹²。

御幣ちんぢりに知々理を七五三の組み合わせで入れることが多いのは、御幣を清浄ならしめて神仏の降臨する依代とするためなのです。

片山氏によると、知々理を七五三の組み合わせで入れることが幣を清浄にし、神仏が降臨する依代になると言及している。

『神道遷宮次第并支度』によると、「七五三」は幣だけに見られるものではなく、「七五三ナワヲ社且ノ三方へ引廻スワラミコノ／カケヨウ七五三也」とあることから、縄（注連縄）にも見られるものである。

三 幣の使用方法について

先述の木と竹で作成された幣と申幣が、どのように使用されたのかについても、『神道遷宮次第并支度』（仮殿）に記されている。

一 導師仮殿ニ進テ神前ニ蹲踞シテ護身法ヲシテ／荷葉ノ印信ヲ結誦シ則右ノ手ヲ舒テ【オン】【ア】【ソワ】【カ】ト／三遍。觀ヨ此荷葉ニ乗シ給テ新キ本社へ移玉フ。／帰命【阿克】真言曰／サラハタラハラチカテイタ、キヤロキヤクギヤラヤ／エイケイエイキソワカト一遍誦シテ荷葉ノ印ノ／頭指ヲ三度召レ之ヲ。次同宿ニ持ニ灑水一。前ニ立テ／路ヲ灑ク也。①次木串ノ弊竹串ノ弊ヲ二人ニ持セテ導／師ノ前キニ行ク。木ハ先キ竹ハ跡ト也。次御神体ヲ令シテ取／出サ袈裟ヲ折覆フテ覆面ヲアテタル宮人ニ手ノ袋ヲ／サセテカ、エ持ス。御神躰多ハイク帰リモ可レ運フ。／若御本地大キナラハ兼テヨリ台ヲコシラヘテ可レ運フ。／本地ノ上ニ袈裟ヲカケ布ニテ巻テイカニモ人ノ不レ見／様ニコシラエ此時モ讚アリ。金剛座上ノ讚一ッシテ鉢ハ皆ツク。

一 導師ハ神殿へ登テ先②木串弊ヲ取神ノ左方丑刀ノ角ニ立置キ竹串ヲハ神ノ右ノ角ニ立置ク。次ニ導師／蹲踞シテ地結四方結次虚空綱ノ印ノ作シテ御神躰ノ／座ヲ見定メテ奉レ居也。次御鉾御正躰宝物等／次第二ニ入納③次導師立テ申幣ヲ取テ入口ノ方へ／向テ右手ニ幣左ノ手ハ拳ニシテ安シテ腰ニ歌ニ云／

千葉八布凶神^{乃社半}古々^仁阿利天^{万久}／茶^利萬^世三和ノ佐登^{与利}此ノ歌ヲ三遍ノ詠^{シテ}三度召ク也。

次導師佛具ヲ立^{タル}旦ノ前机礼盤ノ本ニ布^ヲタ、ノミテ敷^キ④其上^{ニ右}膝^ヲ地付^テ左ノ膝ヲ立^テ以^テ御ノ弊^ヲ一^ノ中臣祓祭文ヲ讀ム也。終ノ再拜^ト云^{ニテ}／弊^ヲ左ノ方^ハ少^シ折振^{ルコト}二度也。「柎」御弊ヲ頂戴^{シテ}／立置^キ扱御膳^ヲ参^{スル}悉^ク居^ヲ進^シ納^テ三支^{ニキ}三支以上／⑤菓子奥^ニ失念^一奉^レ備。次伝供讚。⑥次導師^ハ以前ノ申幣ヲ取^テ三礼^{シテ}登^リ礼盤^ニ。⑦御本地供又^ハ愛染法。

（八丁オ〜一二丁ウ）

傍線部を中心に、幣に関する作法を確認すると、①木串幣、竹串幣を順に持たせて、導師はその後ろを歩く。②神の左側に木串幣、右側に竹串幣を置く。③導師は、入口に向かい、右手に申幣を左手は拳にして次の歌を三回読む。

ちはやぶる 神のやしろは ここにあり あまくだりませ みわのさとより

④右膝を地に、左膝を立てて御幣を持ち中臣祓祭文を唱える。幣を左に少し振る（二回）、御幣を頂いて置く。⑤お菓子をお供えし、伝供の讚を唱える。⑥導師は、前にある申幣を取って三礼して、礼盤に登る。⑦御本地供もしくは、愛染法を行うというものである。この中で登場する幣は、「木串幣」・「竹串幣」・「申幣」・「御幣」である。先程の幣の作成方法の際に、項目名が「一御幣^ヲ切^ル事」であったことにより、「御幣」が全ての幣に使用出来る言葉のようにも考えられるが、本書は、入門書という性格上、幣を使用する際に、「〇〇幣」と必ず幣の名称を記していることから、「御幣」と呼ばれるのは、項目名の際は全体を指し、文中では基本的な幣を指すのではないかと考えられる。

ここで、注目したいのは、申幣（神勸請幣）である。本書によると、申幣は二回登場している。一度目は、導師が、右手に申幣を持ち、左手を拳にしながら入り口に向かい、「ちはやぶる 神のやしろは ここにあり あまくだりませ みわのさとより」と三回、和歌を唱える場面と、二度目は、申幣を持ち礼盤に登り、御本地供もしくは愛染法を行う際の二度である。

ここで参考としたいのが林羅山の『神道伝授』である¹³。

十九 御手幣(ミキテ)
(グミテ)

一 天照大神天ノ岩戸ニトヂコモリ玉時たまふ、諸神相ハカリテ青幣あせて白幣しらてヲ岩戸ノ前ニカケイノリ玉フ。是御幣ノ始也(或絹ヲ用、或紙ヲ用)。青ハ春ノ色ニシテ陽、白ハ秋ノ色ニテ陰也、西也。手ニ青白ノ幣ぬぎヲ持ハ陰陽ヲ握、東西南北ヲモ、四季ヲモ手ノ中ニ取也。

天照大神が、天の岩戸に隠れた時に、岩戸の前にかけてられた青と白の幣が幣の始まりとある。これは、雲伝神道書にも見られることから、幣に「清め」以外に、神を敬い招く役割も担わされていたことが確認でき、申幣の役割と酷似している。

本書にて、導師が「神のやしろはここにあり」と招いているのは、「三輪明神」と考えられる。それは、和歌の「あまくだりませ みわのさとより」の下の句からも明らかである。つまり、木串・竹串の後に登場する御神体のモデルが丹生明神であると推測できるのにも関わらず、他の神社でも応用出来るように「某明神」と記した本書が、申幣で呼び出す際には、三輪明神を名指しで招聘しているのである。これは、三輪明神が、他の神社の遷宮であつても登場することが可能な存在であつたとも考えられる。

次に申幣は御本地供もしくは愛染法を行う箇所が登場するのである。ここで何故、御本地供の代わりに愛染法が登場するのかについては、空算『御遷宮作法私』(御流箱・普九八金二九)を参考としたい。『御遷宮作法私』には、「諸社何モ本地愛染ト習也」と、諸社の本地が愛染であることが述べられている。『大神神社資料』に載せられている神道書(近世期)にも、同様の記述があることから、近世期に同様な考えが存在していたと考えられる。また、もう一つ理由として、考えられるのは、本書を所蔵していたのが金剛三昧院であるということである。金剛三昧院は、『紀伊統風土記』高野山之部学侶「金剛三昧院」によると¹⁴、

本院は鎌倉二位禅尼の本願。右幕下実朝公御菩提の靈跡なり。(中略)本院草創のこと諸記の説一準ならず。帝王編年記には。建暦元年鎌倉二品禅尼為故右大将高野山内建于金剛三昧院云々。本朝高僧伝高僧云。尼真如於高野山建

金剛三昧院請明庵^{宋西} 為落慶供養導師建保乙亥明庵

のように、北条政子により、源頼朝の菩提を弔うために建立された所である。そして、本尊は、運慶作の愛染明王なのである。このことから、金剛三昧院にて重宝されていた聖教だからこそ、愛染明王が神の本地と成り得、三輪明神も何れの神の場合でも適応出来る存在と成り得たのではないかと考える。本書では、申幣を媒介として愛染明王と三輪明神が登場しているが、これは、中世期から盛んに見られた愛染明王の同体思想を受け継ぐものではないかと考える。

三輪明神が登場しているのは、愛染明王との関係だけではなく、「三」という数字のロジックも考えられるのではないだろうか。三輪明神は、三回和歌を唱えられて三回招かれ、御本地供もしくは愛染法の前にも、導師は、申幣を持って三礼するのである。そして何より、三輪明神の名前には、「三」が含まれているのである。勿論、三礼が、密教の修法の際に通用される作法であるために、特異な例とは言い難い。しかしながら、当該箇所に関しては、通用されている修法であっても、「三礼」の「三」の文字の持つ意味に、三輪明神が加味されることにより、新たな意味が付加されるのではないかと考えている。

四 銚と幣

もう一つ幣の役割について確認しておく。『神道遷宮次第^并支度』（新殿）には、

一 神主^{アラハ}兼日^{ヨリ}云付^テ日精進^{サス}也。／若^シ無^レ之兼御正躰御銚御幣等奉持者^ニ可^キ精進^{サス}一者也。望^ニ其時^ニ一浄衣
装束^ヲ調^テ手^ヲ袋^ヲサシテ覆面^ヲタレ御身躰^ノ後^ヲ祓前当^テ可^レ奉^レ懷者也。覆面等導師^{ヨリ}コシラヘテ可^レ渡也。（二丁オウウ）

「御幣」が登場している。先程、三輪明神を招いた後に、導師が「中臣祓祭文」を唱えるに際し、登場したのと同じ「御幣」である。右記によると、神主がいけない場合、御正体、銚、幣の奉持者に精進させるべきだとある。この中の御正体

とは神のことなので問題無いが、問題は銚と幣である。これらは、御正体を持つ者同様に精進を行う必要があったという事は、銚と幣が御正体と同格もしくは、それに匹敵する役割を持つていたということになる。銚については、『神道幣切様事』（印信箱・普一—一〇金二三〇）の幣の型紙のような物の中に、「独矛図」も一緒に保管されていることから、幣と銚が近い存在であったのではないかと考える。

先程、折口信夫が、幣を「神の象徴」と捉えていたことに言及したが、近世期は神の象徴のみならず、神そのものを見ていたようである。『古事類苑』神祇部四神体には¹⁵、「幣帛ヲ以テ神体トスルハ、特ニ後世ノ事タリ」とあることから、神（御正体）と幣という図式が成り立つということである。それを表すかのような資料が御流神道の「第三十三神道諸流通用幣足切時大事」の次の記事である¹⁶。

次紙歌曰此乃紙和神於納留紙奈連波幣止成天毛神乃形世

これによると、幣が神というよりも、「紙」と「神」の音が「カミ」と同じであることにより、「紙」も「神」となり、その「紙」で作成された「幣」も「紙」で出来ているから「神」であるという洒落のような理由による。いづれにしても、神と幣という考えは確認出来る。次に、銚についてである。山本ひろ子氏によると¹⁷、

御幣と銚の合体

さて儀礼上の厳肅さもさることながら、目を惹（ひ）くのは、「奉幣銚」という名称であり、まさしく幣と銚が一体化したその形状である。ここで国譲り神話に、銚が登場していたのが想起されよう。（中略）そうした御幣の古義が、国譲りを象徴する神話の銚と融合し、奉幣の儀という作法が案出されたのではないかと。それは神前の御幣が、神話の銚をなかだちに、祭のなかで芸能的なたちを獲得していった経緯とパラレルだったはずだ。奉幣とは神に奉納する幣帛であったように、そもそも芸能も一面で服属的な性格を孕んでいたから。

張り詰めた静寂のなか、銚を手にした当屋神主の、舞とも儀礼ともつかぬ様式的な動きの向こうに、神話の幻景が明滅する。神話からの強い磁力を受けて、銚との婚姻を果たした御幣は、ここにあざやかな変態を遂げたのだった。すなわち「奉幣銚」が、国譲り神話を想起させると言及している。これは、いざなぎ流の儀礼に登場する「奉幣銚」

についての言及であるが、幣と銚の融合については、いざなぎ流に限った話ではないと考える。しかも、山本ひろ子氏が言及している「国譲り神話」との関係は無視出来ない。そこで、まず銚（矛）について中世期の国譲り神話を通して確認しておきたい。中世期の神話の中から『日諱貴本紀』に触れておく¹⁸。

天地未^レ開、父母未^レ生□王独照。然在自性。是謂^ニ七代之最源^一。／界常住尊、有^リニ諸化^ニ二法。開成^レニ金輪王^ト三世既^ニ／成就^テ、然^ニ後輪破、成^ニ赤白^ニ半輪^一破万事一物之誠表半復有^リ理^一／神^一。名望^ス炎瓊尊。亦有^リ智神^一。渥^ス炎瓊尊。四後[／]円満、陰陽想応以、名伊佐字貴尊伊佐那身尊。斯^ニ柱成^ラレ^ニ天葉^一／橋。天玉劔降、見大界底、有^ニ五角嶋^一。二^ノ柱神^ミ誓^ニ務^ニ此嶋^一、成^ニ日輪^一即^チ照斯嶋^一直戴^ニ此嶋^一、一面六辟[／]赤色咲怒之王成。二神皆同三身和一之精源。二^ノ神問^テ云、汝誰乎。王云、日是金輪王也。二神答、自無[／]始以来、受^テ生死前後三昧^一、住斯金輪宮^一。神云神今、[／]出愛生門^一故、以^テ五智劔^一、受^ニ汝尊^一。又^タ以^テ斯ノ島、禪^ニ日^一／光^一日於^ニ此嶋^一産開太^ニ神道^一、覺^ニ心暗^一。

同話は『日本記三輪流』にも記されている。特徴としては、国常立尊が、金輪王（愛染明王）へと変容していくことである。この国常立尊は、二神（イザナギ・イザナミ）が天玉劔を下し見つけた五角の島に住んでおり、二神に五智劔を授けるのである。山本ひろ子氏は¹⁹、

この神話のきわだつ特徴は、矛を下ろしたとき、そこに存在したのは聖なる標章^ニ大日如来の印文^一ではなく、とある神（金輪王）で、その先住神から原・日本を譲られるというモチーフといえよう。

第二の特徴は、先住していた神（金輪王）は、天御中主神ではなく、国常立尊と習合していることだ。今まで天御中主神の陰に隠れていた、もう一人の根源神^ニ国常立尊^一が、ようやく神話の表舞台に姿を見せた。それはおそらく、「国常立尊」という名称が、国土創成や地主の神という性格に照応するからにちがいない。つまり『日本書紀』の開闢第一神^ニ国常立尊^一は、中世にあつては国生み神話（天の瓊矛神話）に狙いを定めて、再登場を果た

したことになる。

『日諱貴本紀』に登場している国常立尊が矛や国生み神話と関係が深いことを指摘している。なぜ、『日諱貴本紀』を出してきて、国常立尊の存在について言及したかという点、林羅山の『神道伝授』の「幣串ハ^{ぬきくし}ニカタドレリ」に起因する²⁰。^①は、クニトコタチを指し、羅山が何を見て「幣串はクニトコタチにかたどれり」としたのかは不明であるが、幣串＝国常立尊という考えが近世期に存在していたということになる。これは、「いざなぎ流」の銚と幣の融合により「国譲り神話」を想起させるとした山本氏の見解と近いことではないだろうか。このことと、遷宮との関係であるが、稿者は、仮殿から新殿に遷宮するという行為が「国譲り神話」的性格を有していたのではないかと考えたのである。あくまでも、「可能性の示唆ではあるが、幣を基軸として、三輪明神・銚・愛染明王が一つとなつていないかと思えたのである。勿論、三輪明神と愛染明王を結びつけるのは、申幣であり、銚と結びつくのは、御幣で異なる。しかしながら、両者は神である幣を媒介として結びついているということは事実であることから、今後の展望として提示しておきたい。

おわりに

今回、『神道遷宮次第^并支度』の資料紹介とともに、本書における幣の役割に着目した。木串幣と竹串幣は、神の左右に置かれ、神への供え物としての役割を果たしている。申幣は、神勧請幣と呼ばれるように、神を勧請する際に最も大切な幣であることが確認出来る。この申幣は、神を招く際と御本地供もしくは愛染法を修する際に登場している。問題なのは、この幣によつて招かれた神である。和歌から推測すると招かれているのは三輪明神であることがわかる。同じく申幣を使用した際に、御本地供の代わりに愛染法が修されている。これは、中世期に見られる三輪明神と愛染明王の同体説を想起させる記述である²¹。つまり、三輪明神は、諸神の本地である愛染明王同様にいずれの神にも適応出来る存在だった可能性が高いと考える。これを可能としているのが、申幣なのである。

また、遷宮作法の最初の方で、神主がいなければ御正体・御銚・御幣を持つ物に精進をさせるように記している。こ

のことから、銚と幣の関係性についても考察を行った。現時点では状況証拠だけではあるが、銚と幣の同体には、中世期に興隆を見せた国譲り神話を無視出来ないと考えられる。単的に説明すれば、中世期の神話に登場する愛染明王・銚・三輪明神に、幣と和歌が加味されたと考えられるのである。それは、遷宮の始まりが、天孫降臨であると吉田神道で考えられていたということから、遷宮＝国譲りのな解釈も可能であったのではないかと考えたためである。今後、更に資料を調査し、三輪明神と神道儀礼における愛染明王の役割を、中世期の信仰と和歌を手掛かりに解明していきたいと考える。

1 佐伯有義『神道名目類聚抄』（第一書房、一九八六年、五五頁）。

2 折口信夫「幣束から旗さし物」(http://www.aozora.gr.jp/cards/000933/files/18394_19352.html)。

3 山本ひろ子氏「御幣の動態学祈祷と祭の現場から」（『自然と文化』第六三号「御幣」一九九九年）。松尾恒一氏「御幣にみる南部の神仏習合世界」（『自然と文化』第三六号「御幣」）参照。

4 引用に際して

○句読点は私に付した。【梵字】を示す。

○合字は開字。異体字は通行字、「弊」「幣」は原文表記のままである。

○丁数は、引用文の最後に付した。

○請求番号のみを記しているのは、高野山大学図書館金剛三昧院寄託本である。請求番号が同じものもあるが、原本に付されている通りである。

5 三輪正胤氏「榮秀事蹟考証」（同氏著『近代高野山の学問―遍照尊院榮秀事蹟考』新典社、二〇〇六年、三四頁）。

6 『続神道大系』首編、一二三九頁。

7 『弘法大師伝全集』第一巻。文中の「右ノ寺者」とは、金剛峯寺を意味する。

8 新編日本古典文学全集三五。

9 国立国会図書館デジタルアーカイブ、二八丁オ。割付のルビは省略した。

10 『続真言宗全書』第三八巻。

- 11 丹生都比売神社史編纂委員会編『丹生都比売神社史』（丹生都比売神社刊、二〇〇九年）。
- 12 片山公壽氏「湯殿山修験の御幣」（同氏著『御幣―祈と祓のすがた』青山社、二〇〇七年、二八頁〜二九頁）。
- 13 日本思想大系三九『近世神道論／前期国学』、一九頁。
- 14 『統真言宗全集』第三七卷、一二三八頁。
- 15 古事類苑データベース。
- 16 真言祈祷大系II『御流神道豎横印信』（四季社、二〇〇三年、三七八〜三七九）。
- 17 前掲3山本ひろ子氏論文と同じ。
- 18 真福寺善本叢刊・第六卷『両部神道集』（一九九九年）。
- 19 山本ひろ子氏「天の瓊矛と葦の葉」（同氏著『中世神話』岩波新書、一九九八年、九四頁）。
- 20 前掲13『近世神道論／前期国学』、一九頁。
- 21 今回は、幣を中心に考察を行っているので、幣が登場していない箇所（修法等については割愛した。今後、幣が媒介している箇所と媒介していない箇所を比較することにより、より幣の性格や愛染明王に課せられた役割が浮き彫りになるものと考え、今後の課題とする）。

【資料紹介】

高野山大学図書館所蔵『神道遷宮次第^并支度』

【翻刻凡例】

- 一 改行等は原文通りとした。
- 一 字体は原則として原文通りとしたが、合字は開字し、異体字は通行字に改めた。
- 一 【】内は梵字をカタカナ表記している。
- 一 翻刻に際し、誤りかと思われる箇所には、ママと付した。

神道遷宮作法^并支度

先新^キ神^ノ殿^ノ内^ヲ以^テ二香水^一洗^シ清^ス也

次^ニ神^ヲ可^キ奉^レ移^レ以前^ニ其^ノ御^ノ本^ノ地^ヲ知^レハ^ハ御^ノ本^ノ地^ノ法^ヲリ^ハ

七^ケ座^ヲ可^キ行^レ仮^ノ殿^ノ前^ニ也^トモ^ハ又^ハ新^キ本^ノ社^ノ前^ニ也^トモ^ハ

拝^シ殿^ニ也^トモ^ハ不^レ苦^シ但^シ新^キ神^ノ殿^ニ行^シ其^ノ時^ヲ剋^シ其^ノ俣^ヲ

奉^レ移^レ可^キ然^ル云

一 可^キ用^ス意^ス一^ノ道^具ノ^事

一 新^ニ桶^ニ各^ニ板^ハ有^リ一^ノ桶^ニ浄^シ水^ヲ入^テ神^ノ殿^ノ内^ヲ洗^ス也^トモ^ハ一^ノ桶^ニ行^キ者^ノ手^ノ水^ノ行^キ水^ノ用^ナリ

一 新^ニ布^ニ二^ノ端^ハ一^ノ端^ハノ^ツツ^タウ^ノ時^ヒザ^ノ下^ニ敷^ク用^意

一 端^ハ五^尺ニ^切テ^神殿^ノ内^ヲノ^コフ^用意^残テ^二尺^ノ手

吉田 唯

巾ニツ行者ノ用意上下ニ用_ユ新_キ身_ノ投_{コイ}用意_{スル}也

一樽ニツ木デウシ御酒水ノ用意

一木ノ弊串二本長_サ二尺五寸但シ宮ノ大小ニヨル内ニ納ル故

一竹ノ弊串二本長_サ二尺五寸

一厚紙一帖中折一帖

一菴_{コモ}薦_モ等薦_ハ入次第_ハ殿屋_殿ヨリ本社_モ迄ノ間_ニ敷_ク

菴一枚神殿ノ内ヲ切ヤワシテ敷也

一神主_{アラハ}兼_ハ日_{ヨリ}云_テ日_テ精_進サス也

若_シ無_レ之兼御正躰御銚御幣等奉持者_ニ

可_キ精_進サス一者也望_ニ其_ニ時_ニ一_ニ淨_ニ衣_ニ装束_ヲ調_テ手

袋_ヲサシテ覆_ラ面_ヲタレ御身_ノ躰_ノ後_ヲ祓_テ前_当テ可_レ奉

レ懷者也覆_ラ面_ヲ等導師_{ヨリ}コシラヘテ可_レ渡也

一御本地_ニ供_ノ料_ニ机一脚佛具一面皆具兼日_{ヨリ}

可_レ調_レ置也此_ハ導師_{ヨリ}用意_{スル}也。半_ニ疊_ニ可_レ有

導師装束事_ハ丁_ニ寧_ニ時_ハ法_ニ眼_ニ納_ルノ袈_裟或_ハ

申_ケサ襪_シ子_シ草鞋_シ檜_シ扇子_シ等也。各_ノ時_ハ何_レノ

装束也_{トモ}

一神殿_ノ内_ヲ洗_フ事_モノコウ事_モ神主_有ハ可_レ然_レ題_モ兼_{ヨリ}

精_進サスル也又別人ナラハ尚_ヲ三日_以前_{ヨリ}精_進サセル也

「一丁ウ

「二丁オ

「二丁ウ

一其後八葉ノ花形ヲ四寸八分ニ切テ其中ニ三身ノ真言ヲ書ク也

【ケン】 【カン】 【ラン】 【カン】 【ラン】 【バン】 【ア】

【ケン】 【ウン】 【ラ】 【ビ】 【ア】 「八葉蓮花図」

【ノウ】 【シヤ】 【ハ】 【ラ】 【ア】

┌ 三丁才

如是ニ枚書テ一枚ハ天井ニ押ス字頭ヲ入口ヘシテ押ス

一枚ハ内陣ノ板敷真中ノ奥ノ端ニ字頭ヲ奥ヘ成シテ

押ス也其ノ上ニ新キ晷若ハウワシキヲ切合可レ敷

其後御幣ヲ用意ス。

一御幣切ル事、先厚紙ヲ六枚取テ二ツニ押折テ

其折目ヲ切放シテ又二ツニ押折テ中ノ折目ヨリ一寸

八分計リ置テ上ヨリ立ニワル下ヲ一寸二分ノコス其

┌ 三丁ウ

一寸八分ノ方ノ頭ヲ鋸形ニシテ串ニハサム也又ニ番目ハ

一寸残シテ下ハ背ヲタチ放ツ如是四筋立チ放セハ

四タレ弊ト云物ニ成ル也足ノ広ハ九分ナルヘシ。 其外ニ紙広ク

アマラハ立チ切テ可レ取也四タレ弊ノ足ノ長ハ幣串ノ長サニ

ヨルヘシニ二尺五寸ノ弊串ナラハ木竹共ニ弊ニ切ル紙ノ長ケラ

七寸ニツ、ニシテ置テ可レ切也弊串ヨリ足ノ長キハ悪キ也

然^ヲ後^チ中^キノ^ミ上^ラニ^シテ^テ 鋸形ニシテ 木串ノ上^ミヲ^ラ平^ラ

┌ 四丁才

サマニワリ、十二枚ヲ一本ニハサム也如是木
串ノ弊二本竹串ノ弊二本結構ニコシラエテ置之
其後又一本ノ申弊アリ是ハ竹串一尺八寸ナリ

此ノ弊ハ神ミ勸請弊ト云也。此ノ弊ノ紙ノ長サハ四寸

五分ニツ、メテ置テ其紙ヲハ八枚重テ切ル四枚

取テ中折目ヲ切レハ八枚ニ成ル也中ノ折目ヨリ一寸二

分置テ上ヨリ切放ツ事以上大弊ノコトシ足ノ広ハ

五分ナルヘシ此ハ上ヨリ七五三トチミヲヨセタ、ムナリ

下ノ一ツハマキチミナリ

一御膳ノ用意 木具八寸折敷土器三度入カ

又ハ小土器

- | | |
|-----|------|
| ○赤飯 | ○柿ノ類 |
| ○白飯 | |
| ○餅 | |

如是コシラエテ十御膳計其外餅

素麵菓子意ノ乃程用意ノ可レ参ス

酒ハ御膳ヲ居ヘテ後チ彼ノ木テウシニテ

参ス也

三ツ、ホト

一御社ノキサハシノ左右ニ榊ヲ一本ツ、立テ、其レハハ四手ヲ

カクル紙ヲ四枚重テ其紙ヲ端ヨリ五六分計リ

次第ニ切カケ、八筋切カケテ八筋目ヲハ切リ

「四丁ウ

「五丁オ

放^ツ八筋ノ真中ヲ取^テヒト子ヂテ櫛ノ上ノ

枝ニカクル也。又小宮木有^ラハ如是櫛ノシテ一木^ツ、

コシラエテ可^キレ立也

一七五三ナワヲ社且ノ三方^ハ引廻スワラミコノカ

ケヨウ七五三也四手ニ切リカケテ一^ツハ竹也。然ラハ

サガリハ二^ツ也其ノ切リカケヲナワニ折カケテナワノ

キワニテ一^ト子チシテ七五三未^ヘマキチ、ミ也。ワラ

ミコ紙四手花ノ間ク八寸計リ也以上二^ツヲ七五三々々

々ト繩有リ次第カケテ行^ク也

御幣ノ大事^{アリ}。何^モ口伝也

一赤飯白飯二杯^ツ、参^セ備^ル事^{アリ}。此時^ハ白飯^ハ大赤

飯小也同^キ膳^ニ備^テ参^スル也右ノ用意大方如此前

日^{ヨリ}拝殿ニ棚等コシラヘテ子ズミナトノケカサヌ

ヨウニ盛り置^テ、神^ヲ新宮^ヘ従^リ奉^レ移^シ後御膳^ヲ

可^レ参^扱其^後

一上遷宮何^レ時^ソ丑^カ云^云一天ナル^ヘシ神主等^ハ仮殿^ノ前^ニ

夜中又^ハ空^{ヨリ}導師^ヲ待^チ居^ル也仮殿^{ヨリ}本

社辻^ノ路^ニハ薦^ヲ敷^キ丁寧^ノ時^ハ其上^ニ布^ヲ敷^ク也

ㄥ 五丁ウ

ㄥ 六丁オ

ㄥ 六丁ウ

一導師装束如レ右五古ヲ持ス次灑水散杖ヲ持セテ

新キ神殿ニ進ミ内陣カ又ハ外陣或ハ縁カ蹲踞シテ灑水ヲ

取テ前ニ置テ五古ヲ以テ加持三十一遍言ハ慈救咒

次ニ散杖ヲ取テ【ラン】【バン】二字加持如常丑刀ノ角ヨリ

始テ須ニ八方上下ニ灑キ清ト觀也尔シテ後チ右ノ五

古ヲ三度抽擲シテ【ウン】【ウン】【ウン】ト誦ス其後チ五古ヲ左

手ニ移シテ左ノ胸ノ辺ニ当ツ次以ニ右ノ手ヲ一右ノ膝ヲ押ヘテ

驚發地神ノ真言誦シテ地印ヲスルト思テ二度膝ヲ

押ス也 真言曰

トバンデイビサキヤ○ボダシツサラバボダナウ○タイナンシヤ

リヤナウヤ○ヒセイセイシユボシ○ハラミツタ○ソシヤマラセ

イベムエン○タ、ハギヤナン○シヤキヤソウギナウ○タイドタ

タカマラ○ジャエン○キリトバ○マンドラムレイラキヤ

ヤ○ボヤカン」七丁ウ

次浄三業三部被甲及ヒ灌頂印明等結誦ス

金剛界 大卒都婆印 帰命【バン】

台 外縛五古印 【ア】【ビ】【ラ】【ウン】【ケン】

以上新殿加持

」七丁オ

一導師仮殿ニ進^テ神前ニ蹲踞^{シテ}護身法^ヲシテ

荷葉ノ印信^ヲ結誦^シ則右ノ手^ヲ舒^テ【オン】【ア】【ソワ】【カ】^ト

三遍觀^ヨ此荷葉ニ乗^シ給^テ新^キ本社^ヘ移^玉フ

婦命【阿克】真言曰

サラハタラハラチカテイタ、キヤロキヤ〜ギヤラヤ

エイケイエイキソワカト一遍誦^{シテ}荷葉ノ印ノ

頭指^ヲ三度召^レ之^ヲ次同宿^ニ持^ニ灑水^ヲ。前^ニ立^テ

路^ヲ灑^ク也次木串ノ弊竹串ノ弊^ヲ二人^ニ持^{セテ}導

師ノ前^キ行^ク木^ハ先^キ竹^ハ跡^ト也次御神体^ヲ令^{シテ}取

出^サ袈裟^ヲ折覆^フ覆面^ヲアテタル宮人^ニ手ノ袋^ヲ

サセテカ、エ持^ス御神躰多^ハイク帰^リモ可^レ運^フ

若御本地大^キナラハ兼^テヨリ台^ヲコシラヘテ可^レ運^フ

本地ノ上^ニ袈裟^ヲカケ布^{ニテ}卷^テイカニモ人ノ不^レ見

様^ニコシラエ此時^モ讚^{アリ}金剛座上ノ讚^一ッシテ鉢^ハ皆ツク

一導師^ハ神殿^ヘ登^テ先木串弊^ヲ取^神ノ左方丑

刀ノ角^ニ立置^キ竹串^ヲハ神ノ右ノ角^ニ立置^ク次^ニ導師

蹲踞^{シテ}地結^{シテ}四方結^{シテ}虚空綱ノ印ノ作^ヲ御神躰ノ

座^ヲ見定^{メテ}奉^レ居^也次御鉾御正躰宝物等

「八丁オ

「八丁ウ

「九丁オ

次第^ニ入納^テ次導師立^テ申幣ヲ取^テ入口ノ方^ヘ

向^テ右手^ニ幣左ノ手^ハ拳^ニシテ安^{シテ}腰^ニ 歌^ニ云

千葉^{ハヤ}八布^ル凶神^ル乃社^半古々^コ阿利^仁天^万久

茶^利萬^世三和ノ佐登^与 此ノ歌ヲ三遍

詠^{シテ}三度召^ク也

次導師佛具ヲ立^{タル}旦ノ前机礼盤ノ本^ニ布^ヲタ、

ミテ敷^キ其上^ニ右ノ膝^ヲ地付^テ左ノ膝^ヲ立^テ以^テ御

弊^ヲ一^ニ中臣祓祭文ヲ讀^ム也終ノ再拜^ト云^{ニテ}云^{ニテ}

弊^ヲ左ノ方^ヘ少折振^ルコト二度也扱御弊^ヲ頂戴^{シテ}

立置^キ扱御膳^ヲ参^{スル}悉^ク居^ヲ進^{シテ}納^テ三^ミ支^キ以上

菓子奥^ニ失念^ニ奉^レ備次^ニ伝供讚次^ニ導師^ハ以前ノ申

幣^ヲ取^テ三^ニ礼^{シテ}登^ニ礼盤^ニ一^ニ御本地供又^ハ愛染法

先着座普礼次塗香如常。次護身法次灑水

私^ニ云^古古^キ神^ヲ同^ク古^ク造^ナ宮^ヲ新^キ宮^ヲ神^ヲ造^立

供^養ト云^古古^キ時^ハ重^テ被^シ玉^ヘリ^ニ開^眼供^養一^ニ御^神躰

并^ニ社^頭各^可レ奉^ニ開^眼一^ニ先^ニ御^神躰^ニ本^ニ有^ニ隨^縁

備^ヘ五^ニ眼^ヲ一^ニ為^メ奉^シ令^レ開^カ青^蓮慈^悲ノ御^眼

「九丁ウ

「十丁オ

「十丁ウ

佛眼真言一丁取香呂ヲ
佛眼印明 次取^ニ珠呂一次^ニ神殿ニハ

為^レ奉^シカ^レ令^シテ 周^ニ備^ヒ楼閣微妙瓔珞七宝莊嚴ノ

具徳ヲ一宝楼閣ノ真言^{丁置}香呂ヲ一

宝楼閣印明二手掌ヲ二頭二大ノ頭シ相性二小指開キ立ル

【オン】【マ】【ニ】【バ】【ザラ】【ウン】三遍次取^ニ香呂ヲ一御神躰^并

神殿^ニ各^ノ為^レ奉^レ令^ル円^ニ満^セ五智四身内證外用恒

沙ノ万徳ヲ一大日真言^{丁置}香呂ヲ一従リ外五股第三重三身六
大印明大日印明結誦ス

次六大印明

外股印 【アン】 地

八葉印 【バン】 水

火輪印 【ラン】 火

転法印 【ウン^ママ】 風

無所不至 【ケン】 空

二手内縛シテ
二天遊入テ祭 【ウン】 識

次大日印明

金 外股印 【バ】 【ザラ】 【ダ】 【ト】 【バン】 【バン】 【ウン】 【タラク】 【キリク】 【アク】

大卒都八印 帰命 【ウン】

胎 無所不至 【ア】 【アー】 【アン】 【アク】 【ア】 【ビ】 【ラ】 【ウン】 【ケン】

外縛五股印 【ア】 【ビ】 【ラ】 【ウン】 【ケン】

┌ 一一丁才

┌ 一一丁ウ

次 取_ニ香呂_一金 一丁
敬白真言教主大日如来両部界会諸尊

┌ 一二丁才

聖衆惣_{シテハ}佛眼所照_ニ三宝神明ノ境界_ニ而言ク
夫_レ神明ノ無旨_ハ基_ニ陰陽_ヲ一遮那ノ本誓_ハ起_ル胎
金_{ヨリ}一是故_ニ乾坤ノ二氣_ハ両部ノ外用定恵ノ合智
天地ノ内証也。余_ル間当_ニ社_ニ某_ハ明神_トハ_{シメ}テ_ニ靈場_ヲ一於_ニ
此_ニ施_シ擁護_於諸人_ニ給_フ。依_レ之_敬社頭_ニ不朽_キ
之宮_ヲ一、励_ニ威光倍僧法樂_ヲ一者也。仰_キ願_ハ当_ニ社
明神鎮_ニ施_シ庄園泰平ノ化用_ヲ一專_ラ興_玉へ_ニ五穀豊

┌ 一二丁ウ

饒ノ福祐_ヲ一若_シ余者家々調屋_ニシテ_並へ_ニ三棟四棟之薨_ヲ一
門々繁昌_ニシテ_誇ラン_ニ千秋万歳ノ榮_ニ一乃至法界平
等利益敬白 次神分

柳行法専念之_某處_ニ明神遷宮ノ砌_{ナレハ}上_ニ天下
界ノ神祇冥道定_テ降臨影向_{シ玉}フラン_余則_チ奉
レ始_ニ梵天帝釈四大天王_ヲ一三界所有ノ天王天衆
大日本国王城鎮守諸大明神天照大神八

┌ 一三丁才

幡大菩薩等六十余州ノ大小神祇別_{シテハ}当
社鎮守_某明神諸大明神部類眷属殊_ハ

護持氏子当年属星本命元辰諸宿曜

等炎魔法王五道大臣司命司祿等乃

至自界他方権実二類為^二法樂莊嚴威

光倍增^ノ一切神分 般若心經^二丁 心經一卷誦

大般若經名^二丁

奉^レ始^二弘法大師三国伝燈諸大師等^ラ奉^二

為普賢行願皆令満足^ノ摩訶毘盧遮那宝号^二丁

奉^二為^二金輪聖皇天長地久太上天皇玉躰

安穩^ノ藥師名佛名^二丁

為^二社頭安穩諸人快樂^一大聖不動明王^二丁

為^二莊園泰平五穀成就等内安全人法

繁昌^ノ堅牢地神名^二丁

為^二護持大日主施主息災延命如意自在在家子

殊長久^ノ大聖不動明王^二丁

為^二家中安全諸人快樂^ノ多聞天王名^二丁

為^二天下法界平等利益^ノ阿弥陀宝号^二丁

為^二諸願成弁^ノ金剛手菩薩名^二丁置^キ香呂^ヲ

次行法事

御本地供知^レ可^レ行若不^レ知^レ者不動愛染

一三四ウ

一四丁オ

一四丁ウ

又ハ心経ノ法可レ行ス通用不レ苦ヲ

次大金剛輪 地結 四方結

道場觀 如来眷印 小金剛輪

次送車輅 唵都嚕都嚕吽引

次請車輅 娜莫悉底哩也ニ地尾ニ迦

南但他引薰跢南引唵縛日服ニ儼嬢

迦羅灑ニ也娑婆訶

次迎請 内轉シテ立右大指 如鈞向身拈之真言曰

曩莫三曼多縛日羅赦感噫醯引去嘍

弱吽鏝解 次頌文アリ 頌曰

至心謹請某甲明神降臨此座納受供具

今日以後常住守護乃至部類諸神眷

属護持佛法滅光自在伽藍安穩社

頭不朽寺院繁榮莊内安全諸人快

樂乃至法界平等利益 次四明 白掌

降三世 虚空網 火院 大三昧耶

次闕伽 振鈴有無不足

次荷葉座 八葉印 真言 歸命【ア】

┌ 一五丁才

┌ 一五丁ウ

次五供養印明 次事供 前供養方也

内陣^ニ備置^{タル}盛物御精進供何^モ各々一々^ニ
奉^レ供御三支支等^キ供^{スル}ナリ 御三支時^ハ三古印^ヲ以^テ

┌ 一六丁才

【オン】【ア】【ミリ】【テイ】【ウン】【バツ】【タ】【オン】 供^{シテ}金剛合掌^{ニシテ}歌^ニ曰

此宮乾^{イダシ}角^ノ涌出^ル泉^ニ遊^ヘ万^乃代^乃神三遍

又歌曰八立^乃膳^仁置^{タル}味^{イラ}今^ソ参^礼ル万^乃代^乃神三反

次普供養印^{ニテ}惣供養^{ナリ}可^レ有^ニ礼佛^一

次明神可^レ奉^レ授^ニ三摩耶戒印明^ヲ一 金合^{シテ}

【オン】【サン】【マ】【ヤ】【ソワ】【カ】

次入佛三摩耶印明^未敷連^蒼ノ印也

┌ 一六丁ウ

帰命【ア】【サン】【メイ】【チリ】【サン】【メイ】【サン】【マ】【エイ】ソワカ

次秘印明 灌頂ノ印明次三身ノ印
明此外相伝印明秘云云

先八葉 有口 明【タラク】次塔印明【バン】

次内縛^{シテ} 忍願立交【ア】【アー】【アン】【アク】

次外縛^{シテ} 忍願立交 以下心印【ボロン】

次佛眼印明 次散念誦 佛眼三十二反台百反
佛本地千反不動百反

愛染百反正観音百反

諸神大輪一字

┌ 一七丁才

次後供養 如常 次後鈴有無不定

讚 先四智 次天龍八部讚

ナウボソトホタヤ ナウボソトホタエイ

ナウボソトボキタヤ ナウボソトホキエイ

ナウボソトセンタヤ ナウボソトセンタエイ

ナウボソトヒホキタヤナウボソトヒホキタエイ

次普賢供養 次礼佛 次廻向

所修功德廻向三宝願海廻向三界天人

廻向当社^某明神廻向一切神等廻向聖

朝安穩廻向莊園泰平諸人快樂廻

向法界廻向無上大菩提^ニ云

三部被申撥遣^{アリ}次下礼盤

取^ル二香呂^ヲ三礼^{ナリ}

再^{サイ}拜^{ハイ}々^々高^{タカ}天^{テン}原^{ゲン}神^{シン}留^{リウ}御^ミ皇^{クワン}親^{シン}神^{シン}呂^{リョ}岐^キ神^{カミ}

漏^ヒ美^ミ命^ノ以^テ八^{ヤチ}百^{ヒャク}万^{マン}神^{カミ}達^{タク}神^{カミ}集^{ツク}集^{ツク}賜^{タマフ}神^{カミ}計^{ケイ}

賜^{タマフ}我^ガ皇^{クワン}等^ト命^ノ以^テ豊^{トヨク}葦^{アシ}原^{ハラ}水^{ミヅ}德^{トク}国^{クニ}安^{ヤス}国^{クニ}

平^{タイ}事^ジ寄^キ御^ミ彼^カ国^{クニ}響^{ヒコ}出^デ賜^{タマフ}天^{テン}盗^{トウ}人^{ニン}等^ト犯^ス

々^ク種^ク々^ク罪^{ツミ}在^シ不^レ者^ノ科^カ戸^コ風^フ天^{テン}八^{ハチ}重^{チウ}雲^{ウン}吹^フ祓^{ハヒ}事^ジ如^ク

事^{コト}如^ク朝^{アサ}朝^{アサ}暮^{ユフ}朝^{アサ}朝^{アサ}暮^{ユフ}朝^{アサ}朝^{アサ}暮^{ユフ}風^フ風^フ暮^{ユフ}風^フ吹^フ祓^{ハヒ}事^ジ如^ク

一八丁才

一七丁ウ

彼方哉ヤシヤカ繁シカ木キ本ホノノ焼ヤイ鎌ウツ利キ鎌カ持テ打ウチ拂ヘ事コトノ

┌ 一八丁ウ

如コト罪シ過ト云イフ過ミ不カレト在ア者ラ祓モク申ス清キ申ス八ヤ

百ヒャク万マン神カミ達ノ小コ鹿カ八ヤツ御ミ耳ミミ振フリ立タテ立タテ聞キ食シ申ス

再サイ拜ハイ云クニ

最略之次第也。為二初心之者一記レ之了

後夜之作法也供養法事ハ後朝理趣三昧又ハ

曼茶羅供等可レ有後夜ニモ引カケテ理趣

┌ 一九丁オ

三昧アル事モアリハ是ハ最略ノ時ノ事也余リ最略ナレハ

神ノ御納受無之。為心得如是書置也

諸天孔雀經奥ノ偈

天阿蘇羅藥叉等

來聽法者心至心

擁護佛法使長存

┌ 一九丁ウ

各々勤行世尊教

諸有聽徒來至此

或在地上或居空

常於人世起慈心
日夜自身依法住
願諸世界常安穩
無邊福智益群生
所有罪業並消除
遠離衆苦埽円寂
恒用戒香塗榮鉢
常持定眼以資身
菩提妙花遍莊嚴
隨所住処常安樂

レ 二〇丁才

レ 二〇丁ウ